7　障害者の福祉サービス

1　障害福祉サービス

障害福祉サービスは介護等の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、そのほかの事業を行う「地域生活支援事業」等があります。サービスを利用する場合にはあらかじめ支給申請を行い、支給の決定を受ける必要があります。

1.対　象　者	・障害福祉サービスを必要とする精神障害児・者 （施設入所及び訓練等給付は原則18歳以上のみ） ・ただし、介護保険制度の適用を受ける方は、介護保険におけるサービス提供が優先されます。
2.利用に至るまで	基本的な手続きの流れを参照してください。
3.利 用 者 負 担	原則１割負担で、その世帯の税額により月額上限があります。なお、所得税非課税世帯の場合、さらに軽減されることがあります。
4.持参するもの	①精神手帳または自立支援医療（精神通院）受給者証等 ②個人番号のわかるもの　③身分証明書　④その他必要な書類
申　請　先	**１８歳以上（市）障害福祉課　～　市役所１階（☎６５－４１４７）** **１８歳未満（市）子育て支援課　～　保健福祉センター（☎２５－９７００）**

基本的な手続きの流れ（18歳以上の場合）

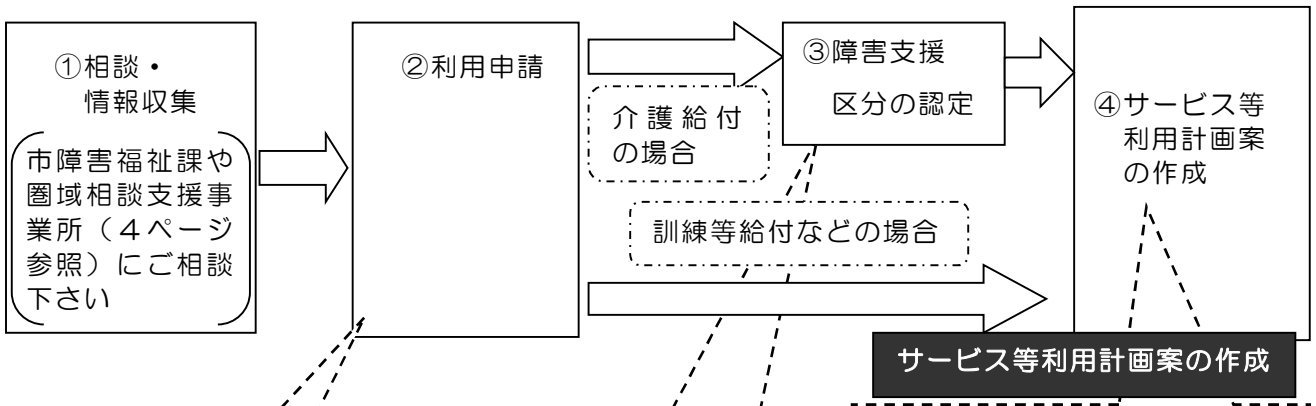

利用申請

○利用希望のサービスが決まりましたら、利用申請をします。
○相談支援の利用についても、あわせて申請します。

認定調査・障害支援区分の認定

○心身の状況などについて80項目の認定調査を行います。

○認定調査と医師の意見書に基づいて、「帯広市障害者自立支援審査会」での審査・判定を受け、障害支援区分の認定を行います。
※訓練等給付の場合は、認定調査のみ行い障害支援区分の認定は不要です。

○障害福祉サービス等を利用する方の意向を踏まえ、適切な障害福祉サービスの利用となるよう、目標を定めた計画を作成します。
○サービス等利用計画案の作成は、指定特定相談支援事業者に依頼することができ、その場合、障害福祉サービス利用のための支援や調整を併せて依頼することができます。
○相談支援事業者を利用しない場合は、ご本人又はご家族の方が作成するセルフプランの提出が必要です。

【障害福祉サービス内容一覧（次ページに続く）】

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常に介護を必要とする人に自宅での入浴や、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	行動援護	行動に著しい困難を有する介護の必要性の高い人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により外出時に介助を必要とする人に、移動中や目的地において歩行の支援・声かけ・書類の読み書き、身の回りの支援を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間・夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活の世話を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

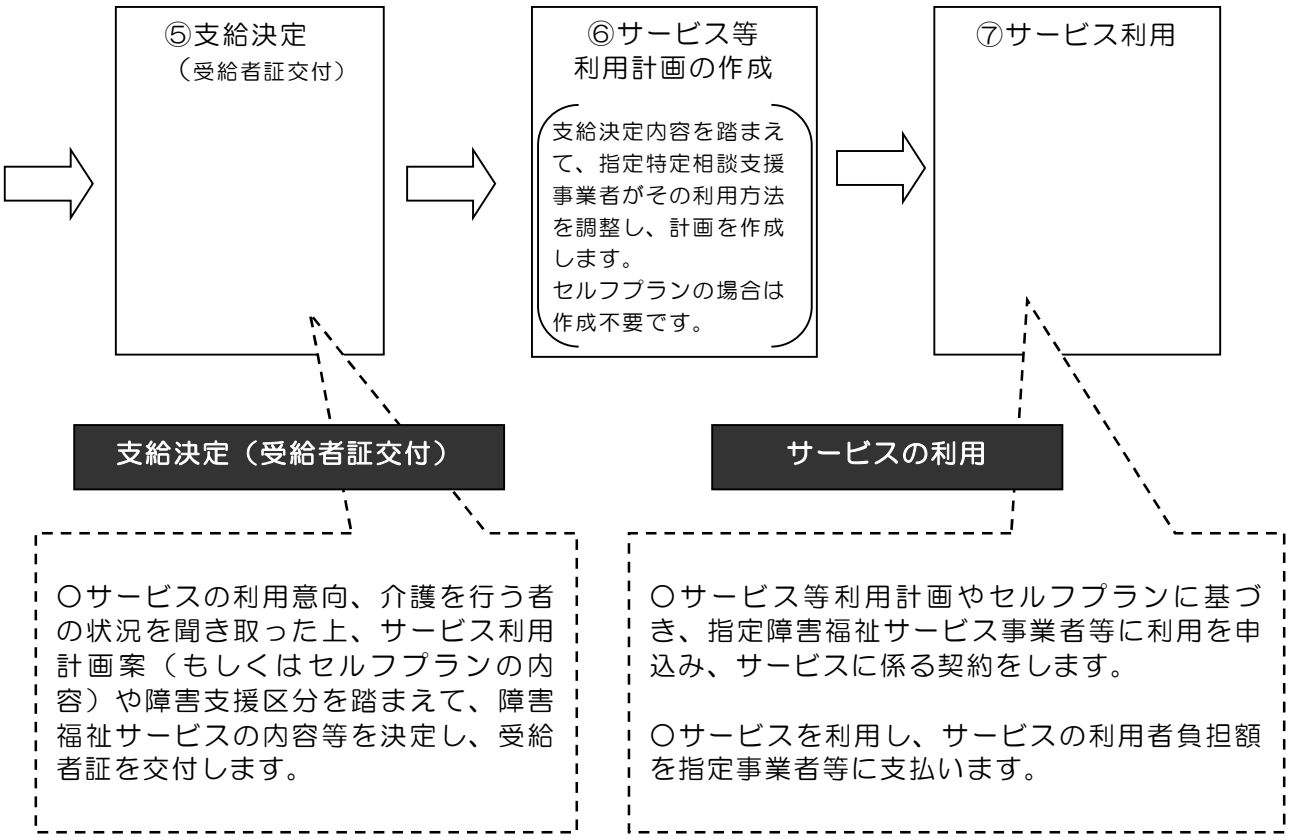

【障害福祉サービス内容一覧（前ページ続き）】

訓練等給付	自立訓練(生活訓練)	自立した日常又は社会生活ができるよう、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般的な企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(Ａ型、Ｂ型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、食事の提供や日常生活の助言・相談を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定の期間、企業・家族等との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人が、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、一定の期間、定期的な巡回訪問などにより、自立生活の支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図ります。	
地域相談支援	地域移行支援	精神科の病院又は障害福祉施設等から地域に移行しようとする方が地域で居住するための相談等に対応します。
	地域定着支援	単身等で生活する場合で、地域生活の継続に不安があった時の相談等に対応します。
地域生活支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な精神障害者（児）に対して円滑に外出できるよう移動を支援します。
	日中一時支援	介護が必要な人に日中の活動の場を提供し、見守りなどを行います。
障害児通所給付	児童発達支援事業	療育が必要な児童に、日常生活上の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児等に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
	保育所等訪問支援	障害児等が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

２　日常生活用具の給付

「日常生活用具」とは、在宅の障害者の生活を容易にするためのものです。

1.対　象　者	精神手帳をお持ちの方		
2.自己負担	原則１割負担で、その世帯の市民税・所得税の課税状況により月額上限があります。		
品　名	障害状況・用具の種類等	基　準　額	耐用年数
①　頭部保護帽	・転倒の際に頭部を保護できるもの ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	プラスチック製 36,750円 プラスチック製以外 15,200円	３年
②　火災警報器	・室内、屋外に警報ブザーで知らせるもの ・火災発生の感知や避難がすぐできない方(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	15,500円	８年
③　自動消火器	・自動的に消火液を噴射し、初期消火ができるもの ・火災発生の感知や避難がすぐにできない方(同上)	28,700円	８年
④　電磁調理器	・１８歳以上の方（同上）	41,000円	６年
3.持参するもの	①精神手帳　②業者の見積書		
申　請　先	**（市）障害福祉課　～　市役所１階　（☎６５－４１４７）**		

８　交通機関の優遇制度

１　訓練等に通うための交通費の助成（帯広市独自）

精神障害者（児）の方々が、訓練等に通うための交通費の一部を助成しています。

1.対　象　者	①　精神手帳又は障害福祉サービス受給者証をお持ちで、帯広市に住民票がある在宅の方 ②　生活保護を受けていない方
2.助成内容	施設まで通うために実際に利用している交通機関の交通費相当分 （ただし、助成の対象にならない場合もあります。） ①　路線バス利用の場合、路線バス運賃往復分 ②　自家用車利用の場合、燃料代相当分
3.対象施設	①　生活介護の事業所 ②　就労継続支援Ｂ型の事業所 ③　地域活動支援センター ④　児童発達支援の事業所 ⑤　放課後デイサービスの事業所
申請・問合先	**（市）　障害福祉課　～　市役所１階（☎６５－４１４７）**

２　タクシー料金の助成（帯広市独自）

重度の障害者の方が、日常生活で容易に移動することができるようタクシー料金の一部を助成しています。

1.対　　象　　者	市内に居住し、精神手帳１級をお持ちの方。
2.申　請　方　法	毎年３月下旬に資格該当者へ案内しますので、同封の返信用封筒にて申請してください。 ※年度の途中で新たに対象者となった方は、その都度ご案内します。
3.利用できるタクシー	帯広市ハイヤー協同組合加入事業者及び、道路運送法の許可を受けた有償運送事業者
4.助　成　内　容	１枚２００円券を６０枚（月５枚×１２ケ月分）を限度に助成します。 なお、年度の途中で新たに対象者となった方は、月割りとなります。
5.使　用　方　法	運賃支払時に手帳を提示のうえ、タクシー券を乗務員に渡して下さい。 運賃の差額分は現金で乗務員にお支払いください。
6.制　　限	次のいずれかに該当する方は、対象となりません。 ①病院に入院している方 ②施設に入所している方 ※退院、退所をした方で申請書が送付されてきていない方は下記の問合先までご連絡ください。
問　合　先	**（市）障害福祉課　～　市役所１階　（☎６５－４１４８）**
申請書送付先	**帯広身体障害者福祉協会　～　帯広市グリーンプラザ 公園東町３丁目９－１　（☎２３－００５０）**

３　バスの運賃割引

精神障害者手帳に写真の添付がある方は、十勝バス・拓殖バスが運行する十勝管内バス路線及び、毎日交通・大正交通が運行するあいのりバスが５割引となります。

また、一部都市間バスでも適用されますが、バス会社によって取り扱いが異なりますので、不明な点は各バス会社へお問合せください。

４　航空旅客運賃の割引

満１２歳以上の手帳を持っている本人と介護者の運賃が割引となります。

航空会社により割引内容が異なる場合がありますので、詳しくは各社にお問合せください。

５　フェリー運賃の割引

等級に応じて、本人と介護者、または本人のみ旅客運賃が割引となります。

フェリー会社により割引内容が異なる場合がありますので、詳しくは各社にお問合せください。

６　公安委員会の駐車禁止除外標章申請（駐車禁止場所における適用除外）

標章を掲示することにより駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く。）でも、他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。対象者は、精神手帳の交付を受けている方で、１級の障害程度を有する方です。

なお、申請手続きをされる前に必ず問合せをお願いします。

【申請・問合先】　帯広警察署交通第一課規制係　～　西１条北１丁目（☎２５－０１１０）